



医政総発 0124 第 1 号  
平成 31 年 1 月 24 日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の  
一部改正について

「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に  
関して広告することができる事項」（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号）第 1  
条第 2 号に基づき広告することができる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その  
他の医療従事者の専門性に関する資格名等については、先に「広告が可能な医  
師等の専門性に関する資格名等について」（平成 19 年 6 月 18 日付け医政総発第  
0618001 号医政局総務課長通知。以下「平成 19 年通知」という。）をもって通知  
したところであるが、今般、下記のとおり平成 19 年通知の一部を改正したので  
通知する。

なお、医師等の専門性に関する資格名を広告するに当たっては、「医業若しく  
は歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガ  
イドライン）」（平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号別紙 3）の第 5 の 4  
（8）イ① f にあるように、「医師〇〇〇〇（〇〇学会認定〇〇専門医）」のよ  
うな形態を主に想定しているので、当該ガイドラインの趣旨を踏まえた広告内  
容となるよう、管下の病院、診療所及び助産所並びに関係団体等に対する周知・  
指導等に当たっては特に留意されたい。

#### 記

平成 19 年通知の別紙中、【医師の専門性資格】及び【歯科医師の専門性資格】  
の項のうち団体名の一部を以下のとおり改める。

改正後	現行
公益社団法人 日本皮膚科学会	(社) 日本皮膚科学会
公益社団法人 日本超音波医学会	一般社団法人 日本超音波医学会

<u>公益社団法人</u> 日本婦人科腫瘍学会	<u>特定非営利活動法人</u> 日本婦人科腫瘍学会
<u>公益社団法人</u> 日本臨床腫瘍学会	<u>特定非営利活動法人</u> 日本臨床腫瘍学会
<u>公益社団法人</u> 日本小児歯科学会	<u>一般社団法人</u> 日本小児歯科学会

以上